

平成30年度第2回

吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会 議事録要旨

1 日 時 平成30年10月12日（金）18時50分～20時10分

2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 研修室

3 欠席委員 1名

4 議事録

（事務局）

委員のうち副委員長のA委員とB委員が、ちょっと間に合わないということで、委員会規則で過半数の出席があれば委員会が成立するというところで、委員会を開始させていただこうと思います。

本日は、お忙しい中、平成30年度第2回になります、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会に御出席いただきましてありがとうございます。それでは開会に先立ちまして、地域教育部次長の落よりご挨拶を申し上げます。

（地域教育部次長 挨拶）

（事務局）

本委員会は、委託事業者を選定、また評価するという性質上、吹田市情報公開条例第28条第2号の規定に基づきまして、委員のお名前や肩書、選定事業者以外の事業者名等は公表しないものといたします。

また、委員会の議事につきましては、委員名を伏せて議事録を作成し、市のホー

ムページで公開することになりますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

第2回吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会を開会いたします。本日の案件や資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

まず資料のご確認をお願いいたします。

机上配付させていただいております資料1枚目が本日の次第となっております。続きまして、2枚目は委員名簿ということで、選定等委員会の組織を記載しております。続きまして、クリップ留めしてございますのは、右上のほうに資料1と番号を振らせていただいております。1番から7番までございますでしょうか。

特別委員のお二人につきましては、次第と委員名簿と資料1までとなっております。不足ございませんでしょうか。

それでは、1枚目の次第1をご覧ください。

本日の委員会は大きく2部構成で進めさせていただきます。まず一つ目が案件1ということで、留守家庭児童育成室の評価、前回9月19日にご審議いただきました、山三及び青山台の2育成室の答申についてご審議をいただこうと思います。途中、山三育成室の答申を受けまして、特別委員の2名につきましては入れ替えをさせていただきます。

続いて案件2の方で、来年4月から、平成31年4月から、新たに3か所の育成室の委託業務をプロポーザル方式で進めるということになっておりまして、それにあたりましての共通仕様書、募集要領、評価項目と基準、こちらの作成が必要になりますので、その内容のご審議をいただきます。以上でございます。

(委員長)

それでは次第に沿って進めます。まずは案件 1、吹田市立留守家庭児童育成室の運営内容の評価について審議します。まずは、(1)の山三育成室 社会福祉法人 光聖会についてですが、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様におかれましては、8月27日、8月31日の準備会で現地を見学いただきまして、9月19日の第1回委員会で評価についてご審議をいただきまして、委託事業者による運営状況につきましては、良好であるとの評価をいただいたところですが、審議の内容をふまえ、委員長のもと、お手元の資料1のとおり答申案を作成させていただきました。

読み上げさせていただきます。「現在の委託事業者による吹田市立山三留守家庭児童育成室運営業務については、契約書や仕様書の内容を高い水準で履行しており、事業目的を踏まえた保育や運営が良好に行われており、児童の健全育成に大きく貢献しているものと評価する。追記事項といたしまして、法人内の職員が連携して児童の育成支援にあたっており、アットホームな雰囲気の中で質の高い保育が行われていることは、保護者にとっても大きな安心につながっている。また、事業者独自で防災グッズの配付や保護者向け一斉配信メールの整備など、直営にはない取り組みを先進的に行っている点は高く評価できるものである。」

以上のとおり、答申案とさせていただきます。

(委員長)

説明が終わりました。答申案について、何かご意見などありますでしょうか。

特別委員の皆さんどうでしょうか。ご意見ないでしょうか。

(山三留守家庭児童育成室特別委員)

ないです。

(委員長)

皆さんはご意見ないでしょうか。

(委員長)

会計報告について、前回の課題になっていたかと思うんですけれども。

(事務局)

前回、会計報告の中で、おやつ代と教材費が入っておりませんでした。これは別の報告というかたちで作っていたことが判明しましたので、あらためて出していたものでございます。

(委員長)

では、こちらのほうはC委員のほうから、確認いただいたかと思うんですが、ご意見などあればお願いしたいと思います。

(C委員)

おやつ代とその徴収金のルールについて、実際のおやつ代に対して徴収している金額に若干の差額があると思うんですけれど、そこは特にルール上問題ないんでしょうか。

(事務局)

会計報告の時に次に使いますよというかたちで承諾いただけてましたら特に問題な

いと考えております。

(C委員)

了解しました。

(委員長)

そうですね。差額については、これからぴったりになるのは何年かかかるのかもしれないですけども、うまく回収と使用等されたらいいのかなと思います。

それでは、山三育成室の運営状況については、委員会として答申案のとおり評価したいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

(委員長)

それでは、先ほどの答申案を答申として市の方にお返しすることにいたします。

これで、山三育成室の評価についての審議は終了します。それでは、特別委員の皆様はありがとうございました。

(山三留守家庭児童育成室特別委員 退室)

(青山台留守家庭児童育成室特別委員 入室)

(委員長)

では、次の案件に移ります。案件1(2)青山台育成室 社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会の評価について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様におかれましては、準備会で現地を見学いただき、第1回委員会で評価についてご審議をいただき、委託事業者による運営状況については、良好であるとの評価をいただいたところですが、審議の内容をふまえ、委員長のもと、お手元の資料2のとおり答申案を作成させていただきました。

「現在の委託事業者による吹田市立青山台留守家庭児童育成室運営業務については、契約書や仕様書の内容を高い水準で履行しており、事業目的を踏まえた保育や運営が良好に行われており、児童の健全育成に大きく貢献しているものと評価する。追記事項といたしまして、同法人の児童館や高齢者施設での活動等も実施し、地域と連携した育成支援を行っていることは特に評価できる。また、指導員間のチームワークの良さや人員のバックアップ体制により、当初からの指導員が離職することなく変わらず勤務していることも高く評価できる。

今後は指導員がさらに放課後児童支援員としての専門性を高め児童とかかわるとともに、保護者同士の関係性の構築と指導員との連携を図ること、また、育成室内のレイアウトを工夫するなどして育成室環境を改善することが望まれる。」

以上のとおり、答申案とさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。答申案について、何かご意見ございますでしょうか。

特別委員のお二人はいかがでしょうか。

(青山台留守家庭児童育成室特別委員)

特にないです。

(委員長)

ありがとうございます。

これはカッコ付きで「放課後児童支援としての」というふうに書いていただいているんですけど、なくてもいいですよ。

(事務局)

外させていただきます。

(委員長)

それでは、青山台育成室の運営状況については、委員会として答申案のとおり評価したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長)

それでは、先ほどの答申案を答申として市の方にお返しすることになります。特別委員の皆様はありがとうございました。

(青山台留守家庭児童育成室特別委員 退出)

(委員長)

それでは次の案件に移ります。案件2「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る業務委託共通仕様書等の作成」について審議いたします。

事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

来年4月からの3か所の育成室運営業務の委託に関しましては、9月の補正予算が可決されました。今後、委託事業者をプロポーザルによって公募することになります

が、公募に当たっての仕様書等の内容を今回、この委員会でご審議いただくこととなります。

審議に先立ちまして、委託の概要についてご説明させていただこうかと思っております。

資料 3 をお願いいたします。これはですね。3 地区の保護者説明会の際にお配りさせていただいた資料でございます。運營業務委託についての概要をこちらでお示しをしております。

説明をさせていただきます。

1 「計画」

留守家庭児童育成室の運営について、全 36 か所の内の 3 分の 1 を目途に民間事業者への業務委託を進めています。平成 27 年度を筆頭に 1 か所、翌年度に 2 か所、29 年度に 1 か所、30 年度 5 か所とこれまで 9 育成室を民間委託させていただいております。今回ご審議いただく平成 31 年度がこの東、吹六、豊一の 3 か所を選定させていただいて、今後委託業務を進めていきたいと思っております。

2 番の「経過」といたしまして、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月から施行されまして、放課後児童健全育成事業におきましては、対象学年が小学校 6 年まで拡大されるなど、各自治体では、それぞれの実状に応じて、事業の拡充・充実に努める必要があります。本市では、市民の皆様のニーズに応えまして、平成 29 年度からは、4 年生の受入れを開始いたしました。しかしながら、入室児童数が想定を大幅に上回って増え続けておりまして、5・6 年生の受入れは延期いたしまして、4 年生までの児童の受入れ態勢確保に専念しなければならない状況となっております。

(2) 指導員確保の課題及び業務委託の必要性といたしましては、入室児童数の増加に伴いまして、平成 31 年度には、更に指導員が必要となりますが、指導員の人材確保と人材育成が極めて困難な状況になっています。平成 30 年当初、委託済みの 9 か所を除く 27 か所の育成室で必要な指導員数 135 人に対し、29 人もの欠員を生じて

おり、現状のままでは、指導員の欠員が増えるのみで、育成室運営が立ちいかなくなる恐れがあります。そのため、指導員の担い手を確保し、保育の質を維持しながら育成室を運営していくためには、一部の育成室の運営を民間事業者に業務委託する必要があるということで、今回進めさせていただいております。

2番の「候補育成室の選定」、先ほど申し上げました東、吹六、豊一、この3地区が今回委託させていただきます。

次ページに移りまして、選定条件、この3つを選んだ選定条件なんですけれども、まず児童数が増加しても、現在の施設や今後確保整備する施設で受入可能と見込まれていること。また委託による担い手確保や指導員の欠員削減の効果を期待しまして、ある程度規模の大きな育成室も対象とすること。といたしまして今回この3つを選ばせていただいております。

委託方法といたしまして、当初は、社会福祉法人（保育所等）及び学校法人（幼稚園等）を対象に委託を進めてきましたが、未就学児童の受け皿拡充が課題となっている中で、就学後の事業である育成室の運営を受託してもらえる事業者が少なく、計画どおり進めることができませんでした。そのため、平成29年度の選定から、対象事業者の要件を拡大しまして、委託事業者の確保を図っています。

拡大したということで事業者の要件は、まず法人であること、次のいずれかの事業の運営実績を有することということで、ア 児童の保育又は教育の分野に係る事業、イ 児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、ウ 青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業、こういった事業の運営実績を有することを求めています。また、法人内で、業務の責任者と指導員との頻繁な打ち合わせや、緊急時に迅速な対応ができる体制が確保されること、を要件としております。

(2)の事業者の選定方法等といたしましては、公募プロポーザル方式で行われます。契約期間は、保育の継続性が望まれるため、3年間といたしております。

委託になったことでの変更点といたしまして、まず変わることといたしまして、

まずアの開室時間。延長時間が午前7時までには延長しております。直営は6時30分となっておりますので、30分間延長になります。延長保育料は据置きとなっております。おやつは事業者が業務として実施します。おやつ代の実費は事業者が徴収いたします。また指導員配置については、主任指導員を設置しております。指導員の責任体制や連絡体制を明確化し、円滑な育成室運営を図ります。直営では主任指導員というものは設置しておらず、委託になりましてからこういうことをしておりまして、こちらから助言等についてを主任指導員を通すことによって、円滑に運営を進められております。

次に(2)の変わらないことについては、設置主体、これは市の事業として実施するのでこれまでと同じになります。また保育内容についても、基本的には直営と全く同じということになっておりまして、仕様書等により、直営育成室と同等の水準を求めまして、履行状況を市の職員が巡回して点検をしております。また、アンケートを実施するなどして保護者の意見を把握しまして、市と事業者が協議して育成室運営の向上に努めることとしております。

また、入室申請の手続きや保育料、これまでと直営と同じで、市への申請をしていただいております。

また、配慮を要する児童の受入れに関しましても、直営と同じように、指導員を加配というかたちで配置しておりまして、モデル事業、5年生、6年生が今のところ対象となっておりますが、それも直営と変わらず継続して行われるとなっております。

次に今後の予定ですが、先ほど申し上げました市議会の9月定例会で可決されまして、予算措置を終えることができました。

次にこれから行う(2)の事業者公募・選定ですが、10月から12月で行う予定をしており、この選定委員会で行うこととなっております。

(3)の保育の打合せ・引継ぎについては、事業者が決まりまして、来年の1月か

ら3月に行う予定をしております。合わせまして、施設の整備や補修等もこの間に行う予定をしております。最終的に事業者による保育開始が平成31年の4月1日からとなっております。

次に、資料4ですが、委託業務を進めるにあたりまして、対象となります育成室に対しまして、保護者に説明会を行いました。

現在、放課後子ども育成課では、運營業務委託の開始に向けて、保護者に対して説明会を実施しており、この1番は先ほど説明しました3育成室でございます。

2番にこれまでの説明会の経緯といたしまして、それぞれ、9月6日、7日、9日に説明会を行っております。1育成室に関しましては、役員のための説明会を合わせて追加で行っております。今後それぞれの育成室で2回目の説明会を行う予定をしております。

3といたしまして、これまでの説明会で保護者の皆様から寄せられた不安の声については、以下のようなものがあります。1番の引継ぎ保育に関する不安、「委託開始当初の児童の不安を解消できる指導員の質や体制の確保が十分できるのか。」、「引継ぎ保育を受けてもらう必要があるが必須にできないのか。」また、「引継ぎ保育期間が短い」という声もいただいております。また「31年4月以降についても引継ぎ保育を実施できないのか」という声もいただいております。

次に(2)の指導員配置に関する不安、「指導員の配置人数は現状の人数が確保されるのか。」とか、また「配置状況をチェックできますか。」、「もしも満たさなくなった場合は契約解除となりますか。」、「指導員の異動とかはありますか。」といったことも寄せられております。

次に(3)指導員のスキルに対する不安、「指導員は知識の豊富さだけでなく、実務経験があるものが就くのか。」、「直営指導員と同等の指導員」ですね、「質の低下が起こらないか。」といったことが上げられております。

次に、事業者の撤退、業務の継続性に関する不安ということもありました。「これ

まで独自に行われてきた行事は継続されるのか。」であるとか、「長年やってきた取り組みなどが引き続き行われる。」であるとか、そういった「保育環境が保たれるか。」どうかということも心配をされております。「委託事業者が撤退することはないのか。」ということも心配されておる内容でございます。

次に、指導員が全員変更となることへの不安、「指導員が全員変更になりまして、児童への精神的負担が大きくなりすぎないか。」でありますとか、「児童の混乱や事故が発生しないか。」ということもありました。

次に、苦情への対応に関する不安ですね。保護者は、「委託の事業者に言えばよいのか、市のどちらに苦情を言えばよいのか。」でありますとか、対応内容を「保護者が知ることができるのか。」、また「不十分な場合は、どうやって改善していくのか。」といった心配の声も上がっておりました。

最後に、選考方法に関する不安ですね。「昨年度の選考で保護者の点数が低かった事業者で、学級運営に支障をきたしている状況であると聞いていますが、保護者の意見が選考にきちんと反映されるのか。」、また「応募事業者数が多くても適正な選考が行えるように、十分時間がもらえるのか。」、また「応募事業者によるプレゼンテーションは、内容でなく、説明の上手さだけで採点されないか。」こういった心配もあるという声をいただいております。

(委員長)

これまでのところで、委員の皆様から質問などはありますか。

(D委員)

本日は、先ほど説明された保護者説明会について、保護者から色々な声をいただき、その声を今日、共通の仕様書とか募集要領に反映させるということですね。

(事務局)

可能な限り反映できればと思っております。

(委員長)

その今の不安な声の答えを私も知りたいところなんですけど、この後、仕様書などの説明をしていただく中で、答えが見えてくるようなかたちですね。

では、次に進めてもらったほうが、この議論ができるかと思えます。

(事務局)

では、説明させていただきます。

資料5の「共通仕様書」、これが変わった案になるんですけども、具体的にどこが変わったかということは、資料7の「変更前・変更案対照表」を合わせて見ていただきながらご説明をさせていただきます。

まず1点目の変更ですが、指導員の配置等というところですね、新しい資料の2ページの6番になります。今回、指導員の経験に関して非常に心配の声が上がりましたので、このように変えさせていただいております。変更案の右側になりますが、これまでは、「指導員の配置については、担任制を採用し、入室児童と安定的に、かつ継続的な関わりが持てる体制を整えること。」だったんですが、これに追加いたしまして、「また、担任のうち1名以上は放課後児童健全育成事業に2年以上従事した者又は保育園等で保育士若しくは小学校又は幼稚園等で教員の勤務経験を2年以上有する者（以下「実務経験者」という）を配置しなければならない。」ということで、実務経験を求めるというかたちで変更をさせていただいております。

続きまして、指導員の業務内容についてです。これまで行った行事が急になくなるのではないかという不安の声がありましたので、このように変えさせていただいております。右側の「事業の運営に関する業務」ということで、市が指定する行事とい

うものがございまして、「市が指定する行事を実施すること。概ね次のとおり、デイキャンプ、夏の文化行事、春の文化行事、入室説明会、卒室式」という例を挙げたんですけれども、以下の文言を加えております。「また、これまで各育成室で独自に行われていた行事についても、積極的に継続して行うこと。」とし、今まで長年やってきた行事について、大事にしてくださいというかたちで、こういう文言を付け加えさせていただきます。

続きまして、引継ぎ保育のことに关しましてもご心配の声をいただいていたので、変更させていただきます。仕様書で言いますと4ページになります。8番の「引継ぎ保育、及び保護者との打ち合わせ」というところで、ウのところですが、「引継ぎ保育は、平成31年4月から配置予定の指導員により行うこと。実施にあたっては、」を、以下のように文言を変えておまして、「入室児童数や配慮を要する児童数、運営する育成室数等を考慮し、必要な指導員数、日数を確保して丁寧に行うものとし、2月中旬から3月末までの間に、1育成室あたり延べ20日以上（うち有資格者又は実務経験者が半数以上）行うこと。」と変更しております。それまでは左のように「日数を確保して丁寧に行うこと。」ということで、具体的な日数等を書いていなかったんですが、具体的な日数をこれで確保するというので、引継ぎ保育を丁寧に行うようにするというを具体的に明記しております。仕様書の変更については以上になります。

（委員長）

ありがとうございます。委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

保護者会のご意見などをここで上げていただいたかと思うんですけど、昨年からのんな事業者への委託というのが始まりまして、現場では混乱も起こっているという話も伺ったりするんですけれども、そのようなものと今回のこの仕様書の見直しみたいなどころでは、何か踏まえられたこととか、気になることなどはございませんか。

(事務局)

保護者のアンケートを年に3回行っているんですが、今年から始まっている事業者に対しまして、1学期・夏休みの状況についてを尋ねるアンケートをさせていただきました。まだ集計作業が終わってなくて、ここでお示しができていないんですが、おおまかな結果を申し上げますと、今年度から委託を開始した5事業者のうちの1事業者から不安の声が数多く上がっている結果となっております。引継ぎが少なかったからではないのか、といったことが書かれていることもありまして、そういったことも次からの選定に反映させないといけないということもございまして、盛り込ませていただいております。

(委員長)

はい。問題点としては、引継ぎをもっとちゃんとしておいてくれたら、今上がっているような問題が起こらなかったともあるんですね。他の事業者は問題ないんですか。

(事務局)

他の事業者についてはそこまで悪い結果のアンケートではありません。よい結果としましては、例えば活動が楽になった、学級懇談会、保護者会が数多く行われているのが少なくなり、その負担が減ったという声が多く上がっているのと、また逆のパターンといたしまして、少なくなったからちょっと保育の内容が見えにくくなったという声もいただいております。やっぱり委託が始まってからは慣れない部分がありますので、最初はトラブルがあったという声も実際にいただいているのが事実なんですけれども、それも少しずつ改善されましたという声もいただいております、様々な意見をいただいているなという印象はございます。

(委員長)

保護者会のバランスはなかなか難しいんですよね。

(D委員)

アンケートの集計は2回目の説明会には出せますか。いつぐらいが目途でできるんですか。

(事務局)

そうですね。今月中くらいにはなんとか公表させていただきたいなと。

(委員長)

できればね、その方が丁寧ですよ。2回目の説明会はいつですか。

(事務局)

早いところは明日になります。

(委員長)

そうですね。おそらくそのアンケートの結果を見たら、余計にこの3校の保護者たちは不安になったりする部分が出てくると思うんですけど、そのアンケートの中で問題点として上がっているものがこの仕様書に踏まえてあるんですよね。

(事務局)

そうですね。先ほどご説明した不安の声とも合致する部分はあるのかなと思いついて、それも踏まえて今回、このように改善させていただいたという経緯がございます。

(D 委員)

資料 7 の 7 番の (2) のオかな、「市が指定する行事」のデイキャンプ、夏の文化行事、春の文化行事とありますが、春の文化行事は 3 月の春休みに行くんですか。

(事務局)

これは冬休みです。

(D 委員)

だからこの順番なんですね。

あと、毎年どうなるか分からないけど、今年は異常な暑さが続いていて、その時に無理にデイキャンプを行うのはどうなのかというのが今年あったので、その辺は何か反映させなくていいんですか。特に気候等によりどうしてもできない時、危険を伴う場合はその限りでない、といったことは入れなくていいんですか。今年は酷暑で、35 度以上の時には、無理して連れて行かないといったことがありました。

(委員長)

見送られたところも多かったんですね。

(D 委員)

今年はほとんどできず、そのかわり各学校の中で、クッキング保育とかの退避措置をしていただいたみたいですが、その辺のことは何か触れなくていいのかなと思います。

(事務局)

今回、実は夏の文化行事につきましても地震の影響で延期したこと等もございました。

て、別途それに関しましては、お知らせをさせていただくようなかたちを取らせていただきたいと思います。と思っております。

(委員長)

この書き方だと、やらなかったからといって何か問われるわけではないんですよね。全てについて絶対しなければならないではない書き方ですよ。例えば、「これまで各育成室で独自に行われていた行事についても、積極的に継続して行う」ということを、こういうふうに仕様書に書かれて、今度そういうことをちゃんと盛り込んでプレゼンテーションをされる事業者の方が出てくると思うんですけど、それをもしやらなかった場合には、それが例えば酷暑のためという理由まではOKで、そうじゃないのにやらないっていうのは、どこで何を問題として問うのかみたいな、線引きみたいなものはあるんですか。やると言っていたのにやってくれないという保護者の意見を聞いたりすることもあるので、天候的なものとかどうしようもないことについては、保護者も納得すると思うんですけども、こういうふう書きながらも結局できないということに後からなってしまったときに、保護者の混乱も大きいと思うので、書かれているものがどう実施されるのかというところはどうなんですかね。

(B委員)

おそらく、市が指定している行事、ここに書かれているものは「実施すること」となっているので、基本やってくださいだと僕は把握したんですね。やらない選択肢というのは市が持つる基準に照らし合わせたときに、独自の判断ではなくって、市の基準を設けられてやられるのであれば、さほど問題はないのかと思います。

(事務局)

そうですね。例えばその酷暑でありましたということになりましたら、この指定す

る行事から今回外しますよというかたちでさせていただければいいのかなと思います。

(B 委員)

それぞれの委託事業者の判断ではないということですね。そこだけきちっと明確化されていたらいいのかなあとは思いますけど。

(事務局)

酷暑でありますとか、地震とかになりますと、一律なかたちで、分かりやすく今回指定しますよということとはできるかと思います。

(B 委員)

あくまで委託事業者の判断のみではないということですね。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

はい。後半部分については、逆に事業者の判断もあり得ると。

(事務局)

そうですね。あくまでも必須というまではなかなかできない場合もあるかもしれませんが、それに関しましては協議等を行い丁寧に進めさせていただきたいと思います。

(B 委員)

配置基準なんですけど、今回委託される委託業者に替わったときの指導員の配置基準

は、この中のどこから読み取ればいいんですか。6の指導員の配置等のところの、いろんな基準や条例、規則、この中に盛り込まれているものなんですかね。

(事務局)

上のほうに国の基準というのがございまして、これを基に配置をしております。基本的には、例えば1部屋でしたら2名であるとか、そういったことは委託事業者についても同じ基準で配置することになります。

(B委員)

保護者の方がこの委託共通仕様書を見られるということですよ。そのときに添付資料としてそういうものが付いてるんですか。

(事務局)

それは今までは付けてはいません。

(B委員)

今までの委託事業者って、基準よりもきつと余分に付けておられますよね、結構。それを下回ることはないと思うんですが、保護者はそこが非常に気にされる方もおられるのかなあと思います。どこからそれを読めばいいのかなあと見てみたんですけど、配置基準って細かい規定があって結構ややこしいですね。保護者が見てもちょっと分からないのかなあとと思うんですが、口頭でも今の基準を下回ることはないということとを説明する必要はあるのかなあと思います。

(事務局)

そうですね。育成室ごとでまあ人数が、3育成室違いますもので、それに合わせて

口頭で追加をさせていただきます。

(B 委員)

特にその有資格者がどれくらいだとか、その、アルバイトとか有資格じゃない人がどれくらいというのも、今の基準を下回らないと思いますので、そこはちょっと説明されたほうがいいのかなあと思います。

(C 委員)

引継ぎ保育のところで、2月中旬から3月末までの間に20日以上行うことというのが追加されたということなんですけど、今までは特にこの期間には行っていなかったということなんですか。

(事務局)

行ってはいたんですけども、実は経緯がございまして。左の変更前でしたら、「日数を確保して丁寧に行うこと。」ということだったんですけども、これより前は、実はまた引継ぎの指定をしておりますで、10日以上行うことというかたちでした。ただ、それなら圧倒的に少ないだろうということで、必要なだけやったほうがいいんじゃないかという保護者の声もございまして、前回、外させていただいたんです。でも、やはり曖昧で、最低10日でも少ないだろう、最低基準を引き上げたらどうかということで、引継ぎが足りないという声が非常に多くございましたので、今回新たにこのようなかたちで20日以上と変更させていただいたという経緯がございまして。

(委員長)

6番の指導員配置等の中のその他にあたるところに、「市が主催する研修会についても活用すること。」というのが今仕様書の2ページですよ。(3) その他のイなん

ですけれども。市が主催する研修会っていうのは、委託事業者は任意なんですか。もっとこれは、「それは必ず出席しなければならない」というふうな位置付けにしたほうが、その指導員の質というものを保護者に安心させるためにはいいのではないかなあと思うんですが。「主任指導員は必ず」とか、何か文言はちょっと考えなければならないのかなあと思いますが。

(事務局)

もう少し強制力のある言葉でということですよ。

(B委員)

それを強制できたかなあ。

(事務局)

偽装請負の関係ですか。そこでひっかかってこのように表現しているのかもしれないですね。

(D委員)

一度確認してもらって、問題があれば「必要に応じて」だけ抜いといたら。

「参加すること」がアウトということやったら、「活用すること」で。

(委員長)

そうですね。設置主体が市であっても運営の部分が委託してしまうことになることということですか。でも可能な限りの表現で。法令には触れないかたちでできればいいですね。

他何かございますでしょうか。

次のところに進むにあたって、またこう最後に見直すことも出てくるのかもしれないですけども。

では、意見がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局より、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明をお願いします。

(事務局)

はい。そういたしましたら、資料7の変更前・変更案対照表のほうで、まず1点目としまして、デイキャンプ等の市が指定する行事の参加のところで、気候等の状況を考慮して、十分配慮して児童の安全に注意しながら行っていくというところで、こちらについては、ご意見いただきましたが、文言としてはこのままでという理解でよろしかったでしょうか。

続きまして、引継ぎ保育のところにつきましても、保護者会のほうでいただきましたご意見等を踏まえまして20日以上というところで、以前10日以上だったところを最大限対応させていただこうというところで、有資格者又は実務経験者が半数以上、延べ20日以上引継ぎのほうを1か月半の間に受けるというところで、こちらも特に修正点はなかったということでもよろしかったでしょうか。

あと、保護者説明会のほうで、国の基準等、指導員の配置ところがちょっと不透明で、現状の質が担保されるというところをきちんと口頭で説明をすべきだというご意見だったところは、そういったかたちで明日以降の説明会で対応させていただこうかと思えます。

最後のところですね。指導員の配置のその他のところで、必要に応じて市が主催する研修会の活用というところは、あらためて法に抵触しないようなかたちで検討させていただいて、場合によっては「必要に応じて」だけを取るというかたちで考えさせていただきたいと思っております。よろしかったでしょうか。

ありがとうございます。

(委員長)

では次に(2)受託事業者共通募集要領について、事務局は説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは引き続き募集要領の変更についてご説明をさせていただきます。

まず1点目に2番の業務内容のところなんですけれども、事前見学を保護者の方が必ず実施してほしいという声がありましたので、そこについて追加をさせていただいております。「業務名称及び業務の場所」のところ、※印の3つ目なんですけれども、「応募に際しては、応募する留守家庭児童育成室を事前連絡のうえ必ず見学し、各留守家庭児童育成室の児童数や運営育成室数等の状況を把握しておくこと。」、これまでは「見学する等」というかたちで、任意でしてもしなくても大丈夫なかたちだったんですけれども、「事前連絡のうえ必ず見学し」ということで、必ずというかたちで変更させていただいております。

続きまして、選定方法なんですけれども、これは募集要領でいうと3ページからになるんですけれども、「(1)一次審査(書類審査)」ですが、「公募に参加した事業者から提出された「事業実施計画書」をもとに吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会が「吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準」を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が65点」、これまでは60点だったんですけれども、これを65点以上というかたちで引き上げをさせていただいております。これは、今までは吹田市の直営が60点が基準で、平均点ですよというかたちでお示ししていたんですが、今年度にやっぱり基準を満たしていないのではないかという声が多くあったということも受けまして、選定の段階、入口の段階で点数を高く設定をさせていただいたということもございます。

います。

続きまして、4 ページ（2）二次審査のところなのですが、「一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定等委員会は、その内容について「留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定に係る評価項目と基準」を基に総合的に評価して得点化し、出席委員の半数以上から配点合計が65点以上」、またここが60点から65点に変えておりまして、次が追加したところですが、「かつ出席委員の配点合計の平均が65点以上の採点を獲得しており、かつ評価項目2」なのですが、ここが今まででしたら、「出席委員の半数以上が65点」これだけでよかったのですが、「配点合計の全員の平均点も65点」、ここも満たすようなかたちでさせていただいております、少数意見、全体的な点数を皆さん全部で評価するというかたちでより基準が上がったというかたちで変更させていただいております。

次に、8番の「応募に必要な提出書類」というところなのですが、4 ページの一番下に新たに※印を加えておりまして、「※様式第1号～第5号については、別紙等の他の様式は認めない。」ということで、ここの様式1から4にある事業計画書とかを様式を後ろのほうに指定したもの付けておりますけれども、事業所によっては大きな冊子を作ったりとかしているところがございます、様式を使わずにそれを出されますと見るのにかなり時間がかかってしまうということがあります。そのため、様式を一本化いたしまして、短い時間で見比べをしやすいようなかたちで変更をさせていただいております。去年、特に見る時間がなかったという声が非常に多くございましたので、ここはこのようなかたちで変更しております。

それと連動しまして、10番の「応募期間等」のところ、5 ページなのですが、以前ありました「申込書類については、別紙を用いる等により詳細に記述すること。」、この別紙を用いる等を止めまして、これも同じ理由で変更をさせていただいております。

あと、変更というわけではないんですが、14番「選定結果の公表」というところなんですけれども、結果をホームページに公表しているんですけれども、これは従来からですね、3事業者の選定した結果があるんですけれども、合格したところの事業者名と点数だけを公表させていただくというかたちをさせていただいておまして、悪かったところの点数とかが出てしまいますと、今後の事業者の活動に影響が出る恐れがあるというところで、通ったところの点数と事業者名だけ公表させていただくというかたちを採らせていただいております、次年度同様なかたちでさせていただくかと考えております。

(委員長)

それでは、委員の皆様からご意見をお願いいたします。

(B委員)

方法については去年同様ですか。去年はいっぱい来ましたが。

(事務局)

選定のやり方は、応募される事業者さんの数によると思います。3校順番に、応募されたところから見ていくようなかたちになります。

(B委員)

事業者さんは1回のプレゼンだけでも、特別委員さんはそれに合わせてちょっと待ってもらうときも出てくるんですね。

(事務局)

そうですね。応募される事業者さんの数と箇所数によってはそういうことも起こる

かもしれないです。複数の育成室で同じ事業者が立候補されますと、同じ業者で見る特別委員が違いますので、時間がバラバラというかたちになります。

(委員長)

特別委員の募集については、何も明記がないような気がするんですけども、どういふうなかたちでされるんですか。

(事務局)

育成室の保護者の皆様に、事前に応募をしてくださいというかたちで募集をかけさせていただいて、任命をさせていただくというかたちになっております。

(委員長)

保護者の意見があまり反映されていないという意見などでいただいていると思うんですけども、2名に選ばれるか選ばれないかっていうのは今まではどうされていたんですか。あまりいらっしゃらなくて、と今回の特別委員の方々からうかがったんですけれども。

(事務局)

公募するまでの段階で、保護者会等々に推薦をしていただく方法で2名を必ず選んでいただくことになります。

(委員長)

各育成室に依頼をして、そこから2名を選定いただくという、それは保護者会に依頼するんですか。

(事務局)

そういう場合もございますし、保護者の皆様に広く通知をしてという場合もございますね。

(委員長)

その辺はあやふやなままで大丈夫ですか。もっと公に公開して募るとかいうことはしなくて。

(D委員)

もともと説明会の中で、傍聴がしたいとか、保護者も委員に入って、選定したいという保護者からの声があって、こうなったので、それは問題ないのかなと思います。

(委員長)

だから、その中で代表となる人たちが選ばれて来られていると。

(D委員)

ただ、選ばれた方は重たい役目なんかなという気はするんですが、やっぱり保護者も選定に入りたいという声を大事にさせていただいてるんです。それと去年も選定委員をさせていただいて、いい加減に付けたつもりはないんです。プレゼンを聞いてこの事業者やったら任せてもなんとかやってくれるかなとかたちで選定したんですが、結果として、去年のうちの一つが今、ちょっと手こずっている状況であります。そのときも60点が過半数とかたちだったんですが、保護者の方だけが軒並み他の事業者に対してもやっぱり低い点を付けられてると。ただ他の委員さんについては60点近いという状況があるので、皆さん真剣には点数を付けてくれてるんですけれ

ども、最初から嫌やというふうな方の点数の付け方もあるのかなというところはね。でも今回そこがクローズアップされて、やっぱりそういうところを選んだのが良くなかったんじゃないですかという声もありますので、今回、平均点というルールをちょっと変えたんですよね。前は、そういうことはないと信じたいんですけど、最初から落としにかかっている方が来られたときにはやっぱりしんどいなというのが、苦肉の策やったのかなという気はしているんですが。ただまあ、今回は平均というかたちになるので、その保護者の方の点数一応全て反映されるかなと思います。

(事務局)

実は全員平均 60 点、一人でも足りないとしにしてほしいという要望もあったんですけども、どうしてもそれはもう個人の意見が出ますので、そこはちょっと反映させていただいていないというところです。

(委員長)

先ほどご説明いただいていた点数が、今回選定されなかった事業者については公表しないっていうことだったんですけども、事業者名を伏せたかたちで点数だけの一覧を出すというのもあまりよろしくないということですか。2 位がどこだとか、3 位がどこだとか分からないように。

(事務局)

点数だけ出すとかいうのは可能かなと思います。

(委員長)

できますよね。やっぱりその中でこれが選ばれたっていう納得のかたちっていう、やっぱり一つだけ選ばれてそれが何点だったではなくて、他のところがこういう点数

が付いてる中でここが選ばれたんだっていうほうが保護者の皆さんも納得ができるのかなと思うんですよね。接戦だったのか、ここが点数がそんなに高くないけど他よりもやっぱりここが良かったんだとかいうふうな見方ができるのであれば。

応募されてる事業者っていうのは、公開はされないですよ。であれば2事業者であって一つが落ちてしまっても何かって特定はどこにもされないですよ。であれば公開の仕方については、落ちたときにも点数だけは出ますよということは明記されておいたほうがいいのかなと思うんです。これから募集をかけられるのであれば、それを納得されて応募して来られた事業者さんであればいいのかなと思うので。

(B委員)

可能であれば、保護者に見てみたら、空いてポンと点数が高いところが選ばれたのか、他のところがあると選ばれた感は確かにあるかなあと思いますけどね。その単独だけだと、ほんまかなって思われるかもしれませんので。それは、名前は出す必要はないと思いますけどね、点数だけでも。出せるのであれば、いろんなものに抵触しないのであればいいのかなと。

(委員長)

他のところで、そういうふうな点数が他も出ていて、事業者名だけが伏せられているような選定の結果を見たことがあったので、できないことはないんじゃないかなと思いますので、事前に説明が必要であればこういうところで募集の時から説明されていけば、いいのであればそういうふうなかたちで進められたら、その方が誠実に対応できるのかなあと思いますので。

(事務局)

事業者の側には不利なこともないかと。

(委員長)

そうですね、はい。ちょっとご検討いただけたらと思います。

(委員長)

他いかがでしょうか。

(B委員)

今、青山台小学校も今回新しく同じ業者との契約になりますが、その場合は5年ですよ。最初から応募される段階で、継続をもしされた場合には、次は5年ですよというのはどこかに書いてるんですか。

(事務局)

これまでは明記はしてないです。

(B委員)

してないですよ。たぶん仕様書にも応募要領にもそれって載ってないですよ。載せたほうが事業者も手を上げやすいのかなあとと思います。3年頑張ったら次は5年ですよっていうのどこかにあったほうがいいのかな。

(事務局)

載せることは全然問題はないかなと思います。

(委員長)

吹田市もそこまで長い期間やりますよっていう思いで受けていただけるほうがいい

ですよね。できれば長い見通しを持って応募してほしいという部分では、明記ができるのであれば。

保護者の意見の中の最後のところに、プレゼンテーションの上手さで採点されてないかっていう意見があったんですが、この辺は次の選定の項目のところにも関わってくるのかもしれないんですけども、何かこの募集要領の中で手を打てるところであったりってというのはどうなんですか。

(事務局)

なかなかそれを言葉に表すのは難しいかと思ひまして、実際去年のお話を聞きましたら、まあそういう不安の声はあるんですけども、実際問題として、例えばその営業だけで口が上手いだけのところに関しましては、やっぱりそれが見抜くことができるということが実際の声で聞いておりまして、これから保育に入られる方が実際に来られると、言い方がそんなに流暢ではないとしても熱意が伝わるといったこともお聞きしておりますので、そこに関してはそんなに問題ないのかなあとは感じております。

(委員長)

例えばその、最初のプレゼンでこういうことをしますっておっしゃられていて、しないってというのが結構いろんなところで問題になってきているのかなあって。委託する場合に、どういうふうな市としての対応ができるとか、そういうふうなところはないんですか。それでやめられても困るんですけどね。なにかその辺の関係性、特に今大きく問題になっているところとかも、そういうふうな話があるのかなと思いますので。

(事務局)

仕様書に書いていることがやってないとかやったら当然それを指摘することができると思います。

(委員長)

そういう仕様書が守られなければどういう対応するっていうのは書いていましたっけ。委託金を減らすとかじゃないですよ。

(事務局)

すぐに協議はしていくことにはなるかなと思うんですけど、プレゼンどおりのことができてない事情によって変わってくると思います。当然プレゼンの内容と違うことをもし事業所さんがされてたら、まず保護者さんからの苦情につながりますので、そういう苦情がありましたら、当然我々もその内容についてなぜ履行しないのかっていうことは言えます。プレゼンで言ったことも我々も当然聞いてますしね。おっしゃってる内容と違いますよねっていう話が、もし完全に嘘をついてプレゼンをしているのであれば、それは通常信義則にも反すると思うのでそこはやっぱりしっかりとこちらからも要求していける話だと思います。ただ全部事情を聞いて、それは難しいんだなっていうことがあって、保護者の理解が得られるようなことがあれば、プレゼンの内容と違うことがあったとしても直ちに契約解除という話にはならないのかなあと思います。仕様書に関しては絶対守ってもらわないといけないことなので、これを守れてないっていうのはいくら理由があったとしてもこちらとしては履行をしてもらおうと、できない理由があるのであれば、最終的には契約解除の話までいきますよっていうことにはなるのかなあと思いますけど。

(委員長)

その辺の認識をしっかりとって、応募してきていただきたいですよ。

他ご意見などは大丈夫ですか。

はい、ありがとうございます。

そういたしましたら、ある程度のご意見が出揃いましたので、取りまとめを行います。いろいろとあったかと思うんですけれどもすみません。事務局のほうでこれまでの意見を踏まえた上での変更点のご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、まず1点目としまして、特別委員の選定のところの明記がないのが大丈夫なのかというご意見だったかと思うんですが、そちらにつきましては、市のほうで定めております選定等委員会の規則で、該当する育成室の保護者が参画するというのを定めているということもございますので、あらためて募集要領等に触れずに現状のまままでいかせていただきたいと思いますと考えております。

続きましては、こちらはまた確認のほうさせていただきたいとは思っておるところなんですが、選定結果の公表、14番の6ページのところなんですが、市のほうでプロポーザルの実施にあたってのガイドラインっていうものを策定しておりまして、そちらにも附属機関で開催する場合には、当該委員会のほうでどこまで公表するのかっていうのを諮ることというのが書かれております。ですので、先ほどまたご検討をということでしたが、この場をもってあらためて確認をさせていただきます。委員の御指摘がありましたように、選定から漏れた事業者名は伏せて、ただどれくらいの点数差があったかっていうところは、保護者の理解を求めていく必要があるんで点数は開示したほうがいいというところなんですが、委員名は伏せるんですけれども、委員ごとの採点結果といいますか、先ほどの過半数が65点以上というところ、あと平均が何点だったか、そこまで開示をするか、もう合計点の大小で1位が決まりますので、2位以下は合計点だけを示すかっていうところをお決めいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(B委員)

合計点だと思っています。

(事務局)

合計点だけでよろしいでしょうか。

(委員長)

逆に1位のところは全部各委員の点数を今出されているんですか。

(事務局)

1位につきましては、従来通り、a委員、b委員と委員名を伏せた上でそれぞれの採点結果を載せることとなります。

(委員長)

プラス合計点が出てるんですね。2位以降はそうですね、合計点でいいと思います。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

そういうかたちで募集要領をあらためさせていただきます。委員長、副委員長のほうにまたご確認のほういただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それから契約期間のお話をいただいたかと思うんですけども、今回3年間というところで、要領のほうに記載しているんですが、先ほどの案件1と同様に、3年目に3か所の育成室につきましても本委員会のほうで評価をいただきまして、評価結果を答申いただいたものを受けまして、市の契約を審議する会議体のほうで次年度以降の契約を引き続きするかというところを審議することになるんですけども、こちらで評価が良好ということで継続ができれば、5年契約できるよっていうところまで書く

かっていうところなんですけれども、こちらにつきましては、市の予算の執行を5年間するというので、債務負担の要求をしまして、議会の議決を経て5年の契約ができることが確定するという仕組みになっております。そのため、現時点で5年契約をしますというのはなかなか言いづらいのかなと思っておりますので、3年目に評価をしまして、良好であれば引き続き契約の更新を予定しているといったところの書きぶりさせていただきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

それからプレゼンテーションの内容通りに事業者が履行しない場合についての制約というところなんです、やはり契約解除というところまでになりますと仕様書に書いているところについてという限定になってまいりますので、プレゼンテーションの内容というのは議事録に残りますが、それに違反したから即座にというところは難しいのかなと思っておりますので、現状のとおり、そちらの記載は加えないということよろしいでしょうか。

以上で漏れ等ございませんでしたでしょうか。

(委員長)

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では次に最後の(3)受託事業者選定に係る評価項目及び基準について、説明のほう事務局はお願いします。

(事務局)

それでは、評価項目と基準についてご説明をさせていただきます。評価項目と基準につきましては募集要領のですね、19ページ以降に付属で、別紙というかたちで付けさせていただいております。変更点がですね、別紙の一次審査用の8番「職員体制」というところなんです、「集団保育や教育に関して、経験を有する者がどの程度配置されるか」というかたちで今回変更をしております、それまでは左側の「児童

に関する知識や経験を有する者が配置されるか」これを変えておりました、以前でしたら、知識だけでもよいことになってしまいました、経験がない者も点数の対象になってしまいますので、ここは経験を重視するということで知識という言葉を外しまして、「経験を有する者がどの程度配置されるか」ということで文言を修正させていただいております。

同様に、20ページの二次審査用なのですが、まず7番の職員体制についてこれも同様に文言を変えまして、「集団保育や教育に関して経験を有する者がどの程度配置されるか」というかたちで変更いたしました。加えて二次審査につきましては、配点を今までは5点だったところを重要視しまして10点とし、5点増えた代わりに5番の「緊急時の連絡体制、安全対策について」というところ、ここに関しましては、一次審査の書類である程度一定判断できるのかなというところで、この基準を10点から5点に下げさせていただいております。

以上になります。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

「集団保育や教育に関して」という言葉は、何かどこかから出てきてますか。ちょっと違和感があって、「集団保育」という言葉は何か意図して、「集団保育」という言葉は使われたのでしょうか。

(事務局)

保護者意見です。もともと「保育や教育に関して経験を有する者」に関して保護者さんと話しをする中で、やっぱり育成室って団体行動するので、そういう中でしっかり保育ができるっていうのを見てほしいという保護者さんのご意見があったので、「集団」という言葉をあたりに付けるようなかたちをとりました。

(委員長)

はい、分かりました。

資格要件とかには「保育や教育に関する経験」というふうなことがあったので、この「集団」っていうのが何かなっていうふうに疑問に思ってたんですけども。保護者の強い希望ということであれば、理解はできる言葉なのかなと思います。

(事務局)

はいそうです、確かに馴染みがないですね、「集団」というのは。

(委員長)

「集団」ていうのは基本的に保育にも教育にもかかわっているということですね、これは文言として。

(C委員)

二次審査の配点を変えられていると思うんですけど、一次審査のほうを変えていない理由というのはあるのでしょうか。

(事務局)

一次審査は書類だけになってしまいますので、なかなか深くまでは分かりにくい部分もあるのかなと思ひまして、より二次審査で詳しく見るところに重要視をさせていただいたところがございます。

(委員長)

今回二次審査で同点の場合には、一次審査の結果が優先されるっていう文言が新た

に付け加えられているんですか。去年までは抽選というところで終わっていたかもし
れないですが。

(事務局)

ちょっと不明確だったので、今回あらためて足りない部分を加えたっていうかたち
になっています。前年度までもそういう想定だったんですが、明記をされていなかっ
たということで今回明記させていただきました。

(委員長)

他なにか、よろしいでしょうか。

委員の皆様 의견がある程度出そろいましたので、取りまとめを行います。事務局
より、これまでの意見を踏まえた上での変更点の説明をお願いいたします。

(事務局)

ご指摘いただいた点は1点かと思いますが、一次審査と二次審査で配点の違いが生
じている理由というところなんですけれども、集団保育・教育というところの経験を
重視するというところで今回変更のほうさせていただきまして、一次審査が一定書類
面で確認する、二次審査はプレゼンテーションと委員の皆様からのヒアリングという
ところで、実態を事業者のほうへ直接聞き取りから審査するというところで、重きを
置く点のほうを二次審査のほうで諮っていただいたほうがというところで配点を二次
審査のほうを高くさせていただいたところをごさいます、このままで変更させてい
ただくということによろしかったでしょうか。

もう1点が、ご指摘ではないんですけど確認というところでいただきましたのが、
二次審査で同点に至った場合、一次審査の点数の大小で決めるというところは従来も
同じ考えで、あらためて明記ができていなかったところを書き加えさせていただいた

というところでございます。

以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

そうしましたら、(1) から (3) の事務局から説明のあった変更点を修正して、共通仕様書、募集要領を完成させたいと思います。

というところで、今回この A 先生が全くご意見として、ご欠席ということもなかったもので、意見などを何も事前にも提示されていない中で、きっと A 先生これまで携わってこられた経験などもあって、ご意見などもあるんじゃないかと私は思うんですけども、この後私が読み上げる文章のところに繋がると思うんですけども、最終的には、修正事項については委員長と副委員長の了承によって決定するというふうになっているんですけども、委員の皆様にお伺いなんですけれども、A 先生から何かご意見が出た場合には、それを委員長と副委員長の判断によって追加、修正などをあればさせていただくということをご了承いただけますでしょうか。

(他の委員)

結構です。

(委員長)

そうしましたら、A 先生にご連絡を取っていただいて、その部分最終確認を早急にできればと思いますので、そのようなかたちでお願いいたします。

それでは、最後にその他の案件に移らせていただきます。

事務局のほうで説明をお願いします。

(事務局)

今後の委員会の予定について説明いたします。

本日山三・青山台2育成室の答申をいただきました評価結果を基に、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会という組織で審議を行いまして、そちらの委員会で承認が得られましたら、来年度から5年間の随意契約のほうを現行事業者と進めてまいります。

委員の皆様には、文書あるいは、次回以降の委員会で結果報告のほうさせていただきたいと考えてございます。

続きまして、来年度から3年間の委託を進めるということで、3育成室の公募をさせていただくということで、仕様書、募集要領のご審議をいただきましたが、来週火曜日10月16日に市のホームページのほうで公募の掲載のほう開始させていただきまして、来月1日、11月1日から約2週間、15日までの期間、応募の受け付けを行います。

その応募の結果を受けまして、次回、第3回の委員会のほう、12月2日(日)に開催をさせていただく予定でございまして、そちらで、一次審査のほうお願いいたします。また事前に応募書類のほうは各委員に配付させていただきますので、内容のご確認をお願いしたいと思っております。

その後、12月5日(水)までに、全応募法人のほうに書面で審査結果の通知を行う予定でございまして、その後、12月9日(日)に第4回の選定等委員会を二次審査としまして、応募のありました事業者からのプレゼンテーションと、あと委員の皆様からのヒアリングのほうを実施いただきまして、最終選考を当日行う予定でございまして。

また委員会の内容につきましては、あらためまして書面のほうで開催通知というかたちでご案内させていただきますので、お忙しいところ誠に恐縮なんですけど、ご出席をよろしくお願いいたします。

最後に1点追加をさせていただきたいんですが、今回山三・青山台育成室について、答申を得ましたので契約を結ぶのですが、その仕様書は、その当時の仕様書ではなくて、今回ご審議いただいた新しい仕様書を基に契約を結ばせていただくというところをご了承いただければと思います。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

そういたしましたら、12月2日、9日ですね。次予定いただきたいと思います。

以上で第2回の委員会を終了いたします。

ありがとうございました。